

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例等の一部改正について

令和5年3月30日
新潟県農林水産部畜産課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律及び県の条例等について

国は、建築基準法の特例として、一定の安全性を確保した上でコストを低減した畜舎が建築可能となる「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下、畜舎特例法）」を令和4年4月に施行しました。

畜舎特例法に基づき建築される畜舎等には、県建築基準条例で規定する安全上必要な建築の制限等が適用されないため、同様の制限等を規定した「新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（以下、畜舎条例）」を令和4年4月に施行しました。

畜舎特例法施行規則（省令）等の改正について

令和5年4月に改正省令等が施行され、「畜産業用倉庫」、「畜産業用車庫」、「高さ8m超の工作物」が畜舎特例法の対象となります。

畜産業用倉庫	: 飼料、肥料、製品堆肥等の保管に供する施設
畜産業用車庫	: トラクター等の車両の保管に供する施設
高さ8m超の工作物	: 堆肥処理用の縦型コンポスト、汚水処理施設の浄化槽等

畜舎特例法施行規則の改正に伴う条例の改正について

新たに建築可能となる施設のうち「畜産業用倉庫」、「畜産業用車庫」は、県建築基準条例と同様に通行等の安全を図る必要があるため、畜舎条例を改正します。

条例の改正概要

(1) 「耐火建築物等としなければならない畜舎等の敷地と道路との関係」の規定を追加（建築基準条例に準拠）

制限 ・一定規模（下表）の「畜産業用倉庫」、「畜産業用車庫」の敷地は、道路に4m以上接しなければなりません。但し、敷地が長さ20m超の路地状道路にのみ接する場合は、幅員6m以上の路地と接しなければなりません。	
通常（建築基準条例と同等）	緩和規定が適用された場合*
1,500㎡以上の畜産業用倉庫	3,000㎡以上の畜産業用倉庫
150㎡以上の畜産業用車庫	500㎡以上の畜産業用車庫
※車庫等の周囲6m以内に他の畜舎等がない等	
適用の除外 ・都市計画区域外及び準都市計画区域外の畜舎等、また条例第3条第2項の申請により知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの等は適用除外となります。	

(2) 「畜産業用車庫の敷地と道路との関係」の規定を追加（建築基準条例に準拠）

制限 ・300㎡超の「畜産業用車庫」の敷地は、幅員6m以上（50㎡超で300㎡以下の場合幅員4m以上（前面空地と合わせて6m以上））の前面道路と接しなければなりません。 ・「畜産業用車庫」の出入口は道路境界線から1m以上後退等しなければなりません
適用の除外 (1)の適用除外と同じ

畜舎特例法施行規則の改正に伴う施行細則の改正について

省令の改正に伴い、表の記載・体裁が変更されたため、内容に変更はありませんが、条文の一部を改正します。